

【第5期】平成24～26年度の介護保険料

段 階	対 象 者		月 額	年 額	
第1段階	生活保護受給者または町民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		2,000	24,000	
第2段階	本人が町民税非課税	非課税 方同じ世帯に 全員が町民税	前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円以下の方	2,000	24,000
特例 第3段階			前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円超120万円以下の方	2,600	31,200
第3段階			前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」の合計額が120万円超の方	3,000	36,000
特例 第4段階		者町同 が民じ世 い税帯 る課税に	前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円以下の方	3,600	43,200
第4段階			前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円超の方	(基準額) 4,000	(基準額) 48,000
第5段階	町本人 民税が 課税		前年の「合計所得金額」が190万円未満の方	5,000	60,000
第6段階			前年の「合計所得金額」が190万円以上の方	6,000	72,000



【第6期】平成27～29年度の介護保険料

段 階	対 象 者		月 額	年 額	
第1段階	生活保護受給者または町民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		2,250	27,000	
第2段階	本人が町民税非課税	非課税 方同じ世帯に 全員が町民税	前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円以下の方	2,250	27,000
第3段階			前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円超120万円以下の方	3,750	45,000
第4段階			前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」の合計額が120万円超の方	3,750	45,000
第5段階		者町同 が民じ世 い税帯 る課税に	前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円以下の方	4,500	54,000
第6段階			前年の「合計所得金額」＋「課税年金収入額」の合計額が80万円超の方	(基準額) 5,000	(基準額) 60,000
第6段階	本人が町民税課税		前年の「合計所得金額」が120万円未満の方	6,000	72,000
第7段階			前年の「合計所得金額」が120万円以上190万円未満の方	6,500	78,000
第8段階			前年の「合計所得金額」が190万円以上290万円未満の方	7,500	90,000
第9段階			前年の「合計所得金額」が290万円以上の方	8,500	102,000

※第6期における第1段階保険料額は、低所得者の軽減強化の拡充により月額2,500円を2,250円に、年額で30,000円を27,000円に減額されています。

【問い合わせ先】

- ・保健福祉課介護保険係(シルバープラザ内) ☎0137-64-2111
- ・熊石総合支所住民サービス課